

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

【小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護】

※ この要件は令和6年6月1日現在のものです。今後、厚生労働省からの通知等があった場合は、要件の内容について見直す場合がありますので、予めご了承ください。

1. 施設区分等(小規模多機能型居宅介護費)

| 区分 | 基準 |
|-------------------------------|--|
| イ (1) 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき) | 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)であること |
| イ (2) 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき) | <p>① 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)であること。</p> <p>② 指定小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に居住する登録者に対しサービスを行う場合。</p> |
| ロ 短期利用居宅介護費 (1日につき) | <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所であること。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり</p> <p>① 指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員未満であること。</p> <p>② 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること。</p> <p>③ 利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内(利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内)の利用期間を定めること。</p> <p>④ 指定地域密着型サービス基準第63条に定める従業者の員数を置いていること。</p> <p>⑤ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が小規模多機能型居宅介護費の「サービス提供が過少である場合の減算」を算定していないこと。</p> <p>(2)短期利用居宅介護費について</p> <p>① 短期利用居宅介護費については、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号。以下「大臣基準告示」という。)第五十四号に規定する基準を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業所において算定できるものである。</p> <p>② 宿泊室については、以下の算式において算出した数の宿泊室が短期利用の登録者において活用できるものとする。</p> <p>(短期利用に活用可能な宿泊室の数の算定式)</p> <p>当該事業所の宿泊室の数×(当該事業所の登録定員－当該事業所の登録者の数)÷当該事業所の登録定員(小数点第1位以下四捨五入)</p> <p>例えば、宿泊室数が9室、登録定員が25人、登録者の数が20人の場合、$9 \times (25 - 20) \div 25 = 1.8$ となり、短期利用の登録者に対して活用できる宿泊室数は2室となる。このため、宿泊室数が9室、登録定員が25人の事業所において短期利用居宅介護費を算出するには、少なくとも登録者の数が23人以下である場合のみ算定可能である。</p> <p><必要書類></p> <p>1 介護給付費算定に係る体制等に関する届書</p> <p>2 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(小規模多機能型居宅介護(短期利用))</p> <p>3 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用))</p> <p>※本体事業所の届出と矛盾のないように記載ください</p> <p>4 短期利用居宅介護 確認表</p> <p>5 運営規程</p> |

2. 加 算 ・ 減 算

| 項 目 | 必 要 書 類 |
|--|--|
| 科学的介護推進体制加算 | ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ※「LIFE への登録」を「あり」としてください。 |
| 認知症加算 (小規模多機能型居宅介護) | ※認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術指導に係る会議を定期的に開催すること。 ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④認知症加算(Ⅰ)・(Ⅱ)に係る届出書(別紙44) ⑤認知症介護に係る専門的な研修の修了証の写し 【認知症加算(Ⅰ)の場合は以下も必要】 ⑥認知症介護の指導に係る専門的な研修の修了証の写し ⑦介護職員・看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画 |
| 若年性認知症利用者受入加算 (小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護) | ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 |
| 看護職員配置加算 (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ) (小規模多機能型居宅介護) | ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④【看護職員配置加算(Ⅰ)】 看護師の資格者証(写)(未提出分) 【看護職員配置加算(Ⅱ)】 准看護師の資格者証(写)(未提出分) 【看護職員配置加算(Ⅲ)】 看護師又は准看護師の資格者証(写)(未提出分) ⑤勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・看護職員分で作成) |
| 看取り連携体制加算 (小規模多機能型居宅介護) | ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④重度化した場合の対応に係る指針(看取りに関する指針)(同意を得るための書類を含む) ⑤看取り連携体制加算に係る届出書(別紙9-6) |
| 訪問体制強化加算 (小規模多機能型居宅介護) | ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・訪問サービスの提供に当たる従業者分で作成) ⑤訪問体制強化加算に係る届出書(別紙45) |
| 総合マネジメント体制強化加算 (小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護) | ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④総合マネジメント体制強化加算に係る届出書(別紙42) |
| サービス提供体制強化加算 (小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護) | ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙14-5) ⑤研修等に関する状況確認表(参考様式提供強化加算)(参考様式34) ⑥全ての小規模多機能型居宅介護従業者について、個別具体的な研修計画の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた研修計画(参考様式35) ⑦有資格者等の割合の参考計算書(別紙7-2)又はこれに準じた計算書等 ⑧資格者証(写)(未提出分) ⑨勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・従業者全員分で作成) ⑩誓約書(加算用) |

| | |
|---|--|
| 看取り連携体制加算 <small>(小規模多機能型居宅介護)</small> | ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④看取り連携体制加算に係る届出書(別紙13) |
| 生産性向上推進体制加算 <small>(小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護)</small> | ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④生産性向上推進体制加算に係る届出書(別紙28) |
| 介護職員等処遇改善加算 <small>(小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護)</small> | ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ◆介護職員処遇改善加算届出書一式 |
| 職員の欠員による減算の状況 ①看護職員・②介護職員 | ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 【欠員が解消した場合は以下も必要】 ④勤務体制・勤務形態一覧表(解消した月の実績・従業者全員分で作成) ⑤資格者証(写)(未提出分) |
| 高齢者虐待防止措置実施の有無 <small>(小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護)</small> | ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ※減算型の場合は届出が必要です。減算型から基準型になった場合も届出が必要です。 |
| 業務継続計画策定の有無 <small>(小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護)</small> | ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ※減算型の場合は届出が必要です。減算型から基準型になった場合も届出が必要です。 |